

平成28年4月19日

〒150-0002  
東京都渋谷区渋谷2-10-16 7F  
株式会社メディアハーツ 御中

特定非営利活動法人  
消費者被害防止ネットワーク東海  
理事長 杉浦市郎  
(連絡先) 〒460-0002  
名古屋市中区丸の内2-18-22  
三博ビル8階  
事務局長 外山孝司  
電話 052-265-9258  
FAX 052-265-9259

## 申入書

拝啓 貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもの申し入れについて、規約、貴社のホームページを変更していただきありがとうございました。

貴社のホームページに消費者の利益を害する表示がございますので、再度、下記のように申し入れます。お忙しいところ恐縮ですが、平成28年5月19日までに、上記連絡先に書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本申し入れの内容、申し入れに対する貴社のご回答の有無・内容及び本申し入れ以降の経緯・内容につきましては、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

ラクトクコース ご注文フォーム

「ご確認事項」欄の「未成年者の場合、親権者の同意を得ております」

「ご利用規約に同意して申込みます。」

「FABIUS からのお得な情報を受け取る」

以上のチェックボックスにあらかじめチェックが入っています。

### 1 申入れの趣旨

チェックボックスのチェックをはずし、注文者が自らチェックを入れる方法に変更してください。

### 2 申し入れの理由

#### (1) 未成年者の欄のチェックボックス

ア あらかじめチェックが入っていることの弊害

#### (ア) あらかじめチェックが入っていること

ラクトクコース注文フォームについて、「ご確認事項」欄の「未成年者の場合、親権者の同意を得ております」のチェックボックスにあらかじめチェックが入っていません。

#### (イ) 未成年者の保護に反する

しかし、あらかじめ、チェックをいれておくと、未成年者が親権者の確認を経ずに申込を行う危険性があり、民法で未成年者の保護を図っている趣旨を損ないます。

#### (ウ) 特定商取引法 14 条 1 項 2 号及び同法施行規則 16 条 1 項 2 号違反

消費者が、貴社のホームページからラクトクコースの注文を行う場合には、同売買契約は通信販売（特定商取引法 2 条 2 項）にあたり、同法の適用があります。

貴社のホームページのように、あらかじめチェックボックスにチェックが入っておりますと、未成年者が、真実は親権者の同意を得ていない場合でも、「未成年者の場合、親権者の同意を得ております」との記載を読み飛ばしてしまい、申込みの際に、未成年者が親権者の同意を得ているかどうかを自分自身で確認することができないまま、申込みを行うことがあります。このように、消費者が、契約の申込の内容を電子契約に係るホームページの操作を行う際に容易に確認できるようにしていない貴社のホームページは、特定商取引法 14 条 1 項 2 号及び同法施行規則 16 条 1 項 2 号に反します（なお、主務大臣は販売業者に対し、特定商取引法 14 条 1 項に基づき、必要な指示を行うことができます。）。

また、「未成年者の場合、親権者の同意を得ております」のチェックボックスにあらかじめチェックが入っていることは、事業者が消費者に対し、当該契約内容について必要な情報を提供するよう努めるという消費者契約法 3 条の趣旨に反します。

#### イ 成年者の申込の場合

成年者が申込を行う場合との調整が必要になりますが、成年者であることを確認するチェックボックスを加えればよいと思われれます。また、現行の方式を継続する場合に、成年者はチェックボックスのチェックを入れる必要がありますが、チェックを入れるだけですので、それほど手間はかかりません。

#### ウ 結論

したがって、あらかじめチェックの入っているチェックボックスのチェックをはずしてください。

### (2) 利用規約のチェックボックス

#### ア あらかじめチェックが入っていることの弊害

#### (ア) あらかじめチェックボックスにチェックが入っている

貴社の「ご利用規約に同意して申込みます。」のチェックボックスにチェックが入っています。

#### (イ) 特定商取引法 14 条 1 項 2 号及び同法施行規則 16 条 1 項 2 号違反

あらかじめチェックボックスにチェックが入っていると、消費者が利用規約を読んでもおらず、「ご利用規約に同意して申込みます」との表示を読み飛ばした場合に、消費者自身が利用規約を確認することなく、利用規約に同意したとの意思表示を行うこととなります。

このような表示は、申込内容を消費者が電子契約に係るホームページの操作を行う前に容易に確認できるようにはなっていないとはいえず、特定商取引法 14 条 1 項 2 号及び同法施行規則 16 条 1 項 2 号に反します。

また、消費者契約の内容について必要な情報を提供しているとはいえず、消費者契約法 3 条の趣旨に反します。

#### イ 結論

したがって、「ご利用規約に同意して申込みます。」のチェックボックスのチェックをはずしてください。

### (3) 貴社からの情報

#### ア あらかじめチェックが入っていることの弊害

#### (ア) あらかじめチェックボックスにチェックが入っている

貴社の「FABIUS からのお得な情報を受け取る」のチェックボックスにチェックが入っています。

#### (イ) 特定商取引法 14 条 1 項 2 号及び同法施行規則 16 条 1 項 2 号違反

あらかじめチェックボックスにチェックが入っていると、よく読まないうちに貴社からの情報を受け取る条件で商品の注文をしてしまうことがあります。

貴社からの情報を受け取るか否か、消費者の自主的な判断によらなければならないものです。

これでは、申込内容を消費者が電子契約に係るホームページの操作を行う前に容易

に確認できるようにはなっておらず、特定商取引法 14 条 1 項 2 号及び同法施行規則 16 条 1 項 2 号に反します。

また、貴社は、消費者契約の内容について必要な情報を提供しているとはいえ、消費者契約法 3 条の趣旨に反します。

イ 結論

したがって、「FABIUS からのお得な情報を受け取る」のチェックボックスのチェックをはずしてください。

以上のように申し入れいたしますので、ホームページの表示の改訂を、再度ご検討いただきますよう、お願いいたします。

以 上